

令和7年10月24日
世田谷区教育委員会

1. 採用人数 特別支援学級支援員（会計年度任用職員） 若干名
2. 応募資格 次の（１）～（３）いずれかの条件を満たす者。
（１）教員、または保育士の資格を有する者。
（２）大学の学部で教育学、心理学または社会学を修め、卒業した者。
（３）上記（１）（２）のほか、職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者。
※地方公務員法等で選考を受けることができないとされている者は応募できない。
3. 選考方法及び日程（１）第一次選考⇒書類選考
提出された申込（履歴）書を基に選考する。
（２）第二次選考（第一次選考合格者対象）⇒面接選考
日 時 令和7年11月19日（水）
※その他、詳細については第一次選考合格者に通知する。
4. 選考結果 最終合格者は、令和7年12月1日～令和8年3月31日の間、合格者名簿に登載する。
※第一次選考の結果は、令和7年11月11日以降に書面にて通知する。
※第二次選考の結果は、令和7年11月19日以降に書面にて通知する。
その後、欠員状況に応じて、順次任用の連絡をする。
※選考結果に関する問い合わせには、一切回答しない。
5. 勤務条件（１）身 分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）（世田谷区教育委員会任用）
（２）任用期間 令和7年11月1日以降から令和8年3月31日（勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度あり）
（３）報 酬・ 報酬月額 194,146 円（令和7年度現在。地域手当相当分を含む。通勤手当別途支給。）
期末手当・ 一定の要件を満たす場合、期末手当及び勤勉手当を支給
勤勉手当
（４）休 暇 等 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度あり。
（５）勤務日数 年間64日（各月平均16日）
（６）勤務時間 下記の時間帯内で実働7時間勤務、1時間休憩。
午前8時～午後5時（時間帯については配属先の学校長が定める。）
※原則超過勤務はありませんが、宿泊行事随行の場合及び公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当（相当する報酬）を支給します。
（７）社会保険 健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険、介護保険
（８）雇用保険 雇用保険の適用あり。
（９）公務災害補償等 公務災害補償等の適用あり。

6. 勤務場所 (1) 区立小学校の特別支援学級（固定制の知的障害学級、肢体不自由学級、自閉症・情緒障害学級）
(2) 区立中学校の特別支援学級（固定制の知的障害学級、肢体不自由学級、自閉症・情緒障害学級）
7. 職務内容 (1) 特別支援学級の児童・生徒の安全管理に関すること。
(2) 特別支援学級の教育活動上必要な援助に関すること。
(3) 特別支援学級の生活指導上必要な援助に関すること。
(4) その他特別支援学級運営に関し、配属先の学校長の指示する事項。
8. そ の 他 地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合には懲戒処分等の対象となることがある。
9. 申込書等の配布 世田谷区のホームページ『職員採用』から「申込（履歴）書」「世田谷区における勤務経歴等確認票」のダウンロード可。また、「申込（履歴）書」「世田谷区における勤務経歴等確認票」を支援教育課の窓口にて配布する。
10. 申込方法 **令和7年11月7日（金）午後5時（必着）までに**、下記「12. 問合せ先」窓口へ指定様式の「申込（履歴）書」「世田谷区における勤務経歴等確認票」を持参または郵送により申し込む（持参の場合は土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時）。持参・郵送以外の方法（メール・ファクシミリによる電送等）による場合は、受理しない。
11. 申込書記入上の注意 (1) 申込（履歴）書の作成に関しては、すべて自筆で記入し、①写真もれ②事実相違があった場合は、選考対象外（不合格）とする。
(2) 選考書類は選考目的以外には使用しない。
(3) 提出書類の返却は行わない。
12. 問合せ先 世田谷区教育委員会事務局 支援教育課 支援教育担当
電話 03（6453）1513
〒154-0023 世田谷区若林5-38-1（教育総合センター1階）

***【地方公務員法第16条（欠格条項）】**

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

*平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は応募できない（心神耗弱を原因とするもの以外）。